令和９年度

大分県立特別支援学校高等部・専攻科
入　学　者　選　考　要　項

大分県立特別支援学校高等部訪問教育
実　施　要　綱

大 分 県 教 育 委 員 会

目　　次

令和９年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項

Ⅰ　令和９年度高等部・専攻科入学者選考基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・　1
Ⅱ　入学志願手続き等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　１　応募資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　２　高等部・専攻科の選考期日等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　３　募集人員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

第一次入学者選考

　１　出願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　２　志願書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　３　入学考査料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　４　志願書類の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　５　志願書類の受付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　６　志願先の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　７　県外からの出願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　８　入学者選考の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　９　合格者発表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
１０　入学者選考結果の本人提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
１１　感染症等で受検できない生徒に対する特例措置　・・・・・・・・・・・・・・・　5

第二次入学者選考

　１　実施校及び募集人員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　２　出願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　３　志願書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　４　入学考査料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　５　志願書類の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　６　志願書類の受付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　７　県外からの出願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　８　入学者選考の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　９　合格者発表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
１０　入学者選考結果の本人提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

〔入学願書等の様式〕
　様式１号　大分県立盲学校高等部・専攻科入学願書　・・・・・・・・・・　１０
　様式２号　大分県立聾学校高等部・専攻科入学願書　・・・・・・・・・・　１２
　様式３号　大分県立特別支援学校高等部入学願書　・・・・・・・・・・・　１３
　様式４号の１・２　志願変更願（甲）・（乙）　・・・・・・・・・・・・・　１４
　様式５号　大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学志願許可願　・・・　１５
　様式６号　特例選考受検願　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
　様式７号　特例選考受検許可書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

令和９年度大分県立特別支援学校高等部訪問教育実施要綱

Ⅰ　高等部訪問教育実施要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
Ⅱ　高等部訪問教育に係る入学手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１

〔希望願等の様式〕

様式８号　　大分県立特別支援学校高等部訪問教育希望願　　・・・・・・・　２２
様式９号　　大分県立特別支援学校高等部訪問教育志願者調査書　　・・・・　２３

令和９年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項

Ⅰ　令和９年度高等部・専攻科入学者選考基本方針

１　特別支援学校高等部・専攻科入学者の選考は、入学を希望する者について、その障がいの種類や程度及び個人の資質や能力等を適正かつ総合的に判断し、判定を行うものとする。
２　特別支援学校高等部入学者の選考については、志願者の在学又は出身学校から提出された調査書、諸検査、健康診断、面接等により行うものとする。

Ⅱ　入学志願手続き等

１　応募資格

障がいが学校教育法施行令第２２条の３に示す障がいの区分及び程度に該当し、下記の事項に該当する者

（１）　高等部

①　特別支援学校中学部又は中学校等を卒業した者及び令和９年３月卒業見込みの者
②　学校教育法施行規則第９５条の各号に該当する者

（２）　専攻科

①　特別支援学校高等部又は高等学校を卒業した者及び令和９年３月卒業見込みの者
②　学校教育法施行規則第１５０条の各号の一に該当する者

２　高等部・専攻科の選考期日等

特別支援学校高等部・専攻科の選考期日等は、表１の定めるところによる。

志願者が病気等により選考期日に出席できない場合は、志願先学校長の判断で別途選考日を設けることができる。

３　募集人員

特別支援学校高等部・専攻科の募集人員は、表２の定めるところによる。

表１　募集期間、選考期日について

【第一次入学者選考】

募集期間	志願変更期間	選考期日	合格発表
2月4日(木)～10日(水)	2月15日(月)～18日(木)	3月3日(水)	3月5日(金)

【第二次入学者選考】

募集期間	志願変更期間	選考期日	合格発表
3月12日(金)～15日(月)		3月16日(火)	3月17日(水)

（注）期日はすべて令和９年

表２　高等部・専攻科の学校名、学科・学級及び定員

学　校		学科・学級			入学定員	学級数
視覚障がい	盲学校	本科	普通科	重複障がい	３	１
				単一障がい	８	１
		専攻科	保健理療科		８	１
			理　療　科		８	１
聴覚障がい	聾学校	本科	普通科	重複障がい	３	１
				単一障がい	８	１
			産業技術科		８	１
		専攻科	産業技術科		８	１
肢体不自由病弱	別府支援学校	普通科	重複障がい		１２	４
			単一障がい（肢体不自由）		８	１
			単一障がい（病弱）		８	１
肢体不自由	別府支援学校鶴見校	普通科	重複障がい		３	１
			単一障がい		８	１
病弱	別府支援学校石垣原校	普通科	重複障がい		６	２
			単一障がい		８	１
知的障がい	宇佐支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		６	２
			職業生活科（単一障がい）		３２	４
	中津支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		６	２
			職業生活科（単一障がい）		３２	４
	日出支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		６	２
			職業生活科（単一障がい）		１６	２
	別府やまなみ支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		３	１
			職業生活科（単一障がい）		２４	３
	由布支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		３	１
			職業生活科（単一障がい）		１６	２
	新生支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		６	２
			職業生活科（単一障がい）		４０	５
	大分支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		１５	５
			職業生活科（単一障がい）		４８	６
	中央支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		３	１
			職業生活科（単一障がい）		３２	４
	臼杵支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		３	１
			職業生活科（単一障がい）		１６	２
	佐伯支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		６	２
			職業生活科（単一障がい）		１６	２
	竹田支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		３	１
			職業生活科（単一障がい）		２４	３
	日田支援学校	普通科	生活教養科（重複障がい）		３	１
			職業生活科（単一障がい）		２４	３

注１〔病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について〕
・　別府支援学校は、通学可能な生徒を入学の対象とする。
・　別府支援学校石垣原校は、独立行政法人国立病院機構西別府病院に入院している生徒及び別府支援学校に在籍する生徒のうち、本人の希望があり、併設する病院に主治医がある生徒を入学の対象とする。（※医療的ケアの対象で緊急時に主治医の対応が見込まれる生徒に限る。）
※　上記内容を原則とし、特別な事情がある場合には在籍する学校を通じて特別支援教育課に申し出ること。

第一次入学者選考

１　出願

入学志願者は、学校教育法施行令第２２条の３に示す障がいの程度に基づき、１校に限り志願できるものとする。

２　志願書類

（１）　募集要項

各学校の募集要項は、この「令和９年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項」に基づいて作成するため、志願者の在籍又は卒業学校の校長は、志願先の学校長から事前に取り寄せること。

別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願する場合は、志願する分校から取り寄せること。

（２）　入学志願

入学志願者は、志願先の入学願書（様式１号～３号）を、募集期間内に在籍又は卒業学校の校長を経由の上、志願先学校長へ提出すること。

（３）　調査書

入学志願者の在籍又は卒業学校の校長は、志願者の調査書（志願先学校長が定める様式）を作成し、志願先学校長へ提出すること。

（４）　その他必要な書類

入学志願者は、入学願書及び調査書のほか、志願先学校長が必要とする書類を作成し、志願先学校長へ提出すること。

３　入学考査料

入学考査料は無料とする。

４　志願書類の提出

（１）　提出先及び提出時間

志願書類は、１ページ表１の募集期間内に志願先学校長へ提出するものとする。

別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願する場合は、志願する分校に提出すること。

また、志願書類の提出は、午前９時から午後４時までとする。ただし、提出最終日は午前９時から正午までとする。

（２）　その他

郵送により提出する場合は、「書留」とし、募集期間内に必着のこと。

５　志願書類の受付

志願先学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

また、志願先学校長は、必要があるときは出願書類の内容について、在籍又は卒業学校の校長に説明を求めることができる。

６　志願先の変更

（１）　志願変更期間

志願書類提出後、志願する学校の変更を希望する場合は、１ページ表１の志願変更期間内に志願先を変更することができる。

受付は、午前９時から午後４時までとする。ただし、志願変更期間最終日は午前９時から正午までとする。

（２）　志願変更の手続

①　志願変更を希望する者は、在籍又は卒業学校の校長を経て志願変更願（甲・乙）（様式４号の１・２）を先に出願した特別支援学校長に提出し、志願変更願（乙）（様式４号の２）の交付を受けて出願書類を取り下げる。

②　志願者は、返付された出願書類に志願変更願（乙）（様式４号の２）を添えて、在籍又は卒業学校の校長を経由の上、変更先の特別支援学校長に提出しなければならない。

③　志願変更に係る書類の提出は、午前９時から午後４時までとする。ただし、志願変更期間最終日は午前９時から正午までとする。

７　県外からの出願

県外の特別支援学校中学部及び中学校等卒業見込者又は卒業者で、特別な理由により本県の高等部・専攻科を志願する者は、出願する前に居住する都道府県又は政令指定都市の教育委員会を経由の上、入学志願許可願（様式５号）及び関係書類を添えて大分県教育委員会教育長へ提出し、入学志願許可を受けること。

８　入学者選考の実施

（１）　選考内容

学力検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、各学校で定めるものとする。

（２）　選考期日・日程

①　選考期日については、１ページ表１に定めるとおりとする。

②　選考日程については、学校長が定めるものとする。

（３）　選考会場等

①　選考は、志願先学校において行うものとする。
　別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願する場合は、志願先である分校で選考を行う。

②　採点や評価等は、志願先学校において行うものとする。
　別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願する場合の採点や評価等は、志願先である分校で行う。

（４）　選考会場責任者

選考会場責任者は、学校長とする。

（５）　選考の方法

①　選考に当たっては、校長、副校長又は教頭、事務長及び高等部教職員等をもって組織する「入学者選考委員会」を設置し、厳正、公平を期するものとする。

②　選考は、「入学者選考委員会」の意見等を参考に、校長が合格者を決定するものとする。
　別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願した者については、本校校長が合格者を決定するものとする。

９　合格者発表

（１）　発表期日

合格発表の期日は、１ページ表１に定めるとおりとする。

（２）　発表場所

合格発表は、令和９年３月５日(金）午前９時頃（予定）に令和９年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考合格者発表専用 Web サイトに合格者の受検番号を掲載する。

１０　入学者選考結果の本人提供

受検者は、個人情報の保護に関する法律第６９条第２項第１号の規定に基づき、次のとおり本人提供を求めることができる。

（１）　対象となる情報

第一次入学者選考で実施した学力検査の教科別得点及びその合計点

（２）　請求対象者

受検者本人

（３）　請求期間

令和９年３月８日（月）　～　令和９年３月３１日（水）

・受付は、午前９時から午後４時までとする。ただし、開示期間最終日は午前９時から正午までとする。

・土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。

（４）　請求先

受検した特別支援学校（分校を含む。）とする。

（５）　持参するもの

受検票

・紛失等の理由で受検票を提示できない場合は、次の①及び②を提出する。

①卒業証書又は卒業証明書

②本人であることを証明するもの（マイナンバーカード等）

（６）　提供方法

（５）により本人であることを確認した上で、閲覧により提供する。

１１　感染症等で受検できない生徒に対する特例措置

第一次入学者選考日当日、インフルエンザ等に罹患している場合でも別室検査室等で受検することができる。ただし、学校保健安全法施行規則第１８条「学校において予防すべき感染症」に指定されている疾病等に罹患しており、高熱などによって受検することができずに欠席した者、又は月経随伴症状等に伴う体調不良等で受検することができずに欠席した者は、特例選考受検の申請をすることができる。

なお、第一次入学者選考を一部でも受検した者は、原則特例選考の対象外とする。

特例選考

（１）　対象となる選考

すべての特別支援学校・学科で実施する第一次入学者選考

（２）　申請手続

①　出願元中学校長及び特別支援学校長の行う手続

ア　事前に出願先特別支援学校へ電話連絡の上、「特例選考受検願」（様式６号）を作成し、出願先特別支援学校長へ令和９年３月３日(水)午後４時までに提出する。

イ　やむを得ない事情で関係書類を期限までに提出できないときは、県教育委員会の指示を受けるものとする。

②　出願先特別支援学校長の行う手続き

ア　提出された書類が適正であると認めたときには、「特例選考受検許可書」（様式７号）を作成し、出願元中学校長及び特別支援学校長に交付する。

イ　必要があるときは提出書類の内容について出願元中学校長及び特別支援学校長に説明を求めることができる。

（３）　入学者の選考

①　検査日及び検査内容等

検査日については令和９年３月９日（火）とし、日程については各特別支援学校において設定をする。検査内容については第一次入学者選考に準ずる。

②　検査場

検査場は、出願先特別支援学校とする。

③　選考の方法

第一次入学者選考に準ずる。

（４）　選考結果の通知

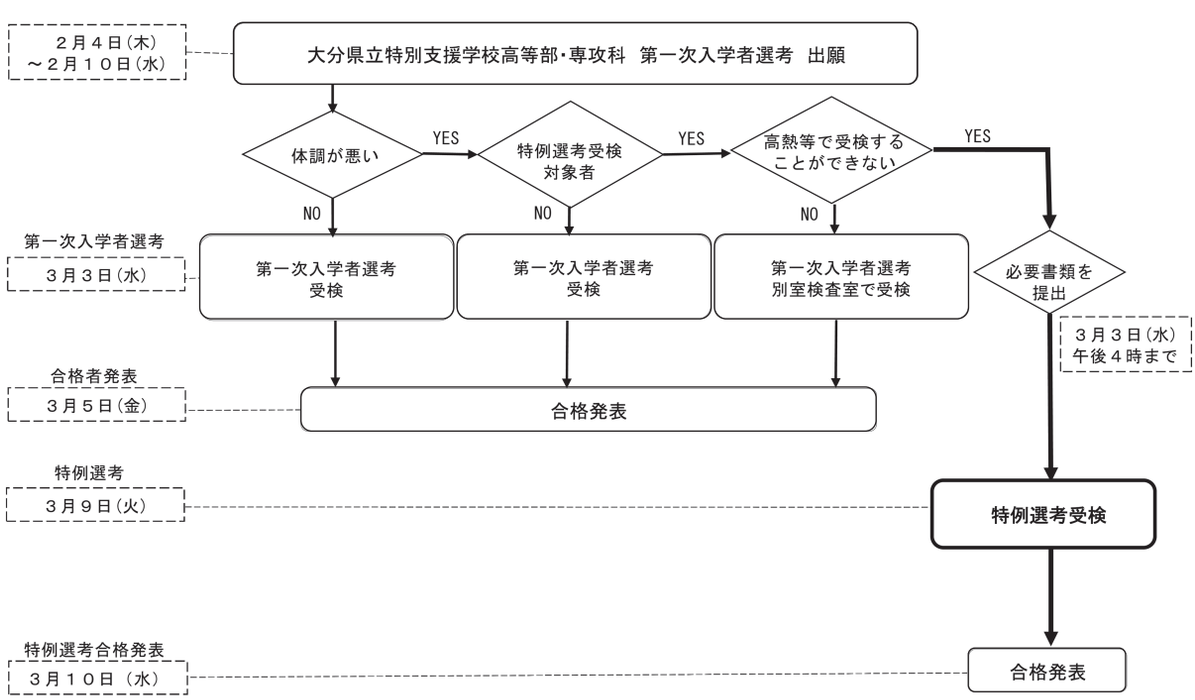
出願先特別支援学校長は、令和９年３月１０日（水）に、選考結果を出願元中学校長及び特別支援学校長へ直接連絡する。

（５）　その他

①　特例選考受検許可者は、出願先特別支援学校に限り、第二次入学者選考に出願し、受検することもできる。

②　特例選考に係る入学者選考結果の本人提供は、期間を令和９年３月１１日（木）から令和９年３月３１日(水)とする。

《特例選考のフロー図》



第二次入学者選考

１　実施校及び募集人員

第一次入学者選考で欠員の生じた学校・学科は、第二次入学者選考を行うものとし、実施校及び募集人員については、令和９年３月８日（月）に大分県教育委員会において発表するものとする。

２　出願

第一次入学者選考に合格したものは、第二次入学者選考に出願することはできない。出願は、１校に限るものとする。

３　志願書類

（１）　募集要項

各学校の募集要項は、この「令和９年度大分県立特別支援学校高等部入学者選考要項」に基づいて作成するため、志願者の在籍又は卒業学校の校長は、志願先の学校長から取り寄せること。

別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願する場合は、志願する分校から取り寄せること。

（２）　入学志願

志願者は、志願先の入学願書（様式１号～３号）を、募集期間内に在籍又は卒業学校の校長を経由の上、志願先学校長へ提出すること。

（３）　調査書

入学志願者の在籍又は卒業学校の校長は、入学志願者の調査書（志願先学校長が定める様式）を作成し、志願先学校長へ提出すること。

（４）　その他必要な書類

入学志願者は、入学書類のほか、志願先学校長が必要とする書類を作成し、志願先学校長へ提出すること。

４　入学考査料

入学考査料は無料とする。

５　志願書類の提出

（１）　提出先及び提出時間

志願書類は、１ページ表１の募集期間内に志願先学校長へ提出するものとする。

別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願する場合は、志願する分校に提出すること。

また、志願書類の提出は、午前９時から午後４時までとする。ただし、提出最終日は、午前９時から正午までとする。

（２）　その他

郵送により提出する場合は、「書留」とし、募集期間内に必着のこと。

６　志願書類の受付

志願先学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

また、志願先学校長は、必要があるときは出願書類の内容について、在籍又は卒業学校の校長に説明を求めることができる。

７　県外からの出願

県外の特別支援学校中学部及び中学校等卒業見込者又は卒業者で、特別な理由により本県の高等部・専攻科を志願する者は、出願する前に居住する都道府県又は政令指定都市の教育委員会を経由の上、入学志願許可願（様式５号）及び関係書類を添えて大分県教育委員会教育長へ提出し、入学志願許可を受けること。

８　入学者選考の実施

（１）　選考内容

学力検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、各学校で定めるものとする。

（２）　選考期日・日程

①　選考期日については、１ページ表１に定めるとおりとする。

②　選考日程については、学校長が定めるものとする。

（３）　選考会場等

①　選考は、志願先学校において行うものとする。

別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願する場合は、志願先である分校で選考を行う。

②　採点や評価等は、志願先学校において行うものとする。

別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願する場合の採点や評価等は、志願先である分校で行う。

（４）　選考会場責任者

選考会場責任者は、学校長とする。

（５）　選考の方法

①　選考に当たっては、校長、副校長又は教頭、事務長及び高等部教職員等をもって組織する「入学者選考委員会」を設置し、厳正、公平を期するものとする。

②　選考は、「入学者選考委員会」の意見等を参考に、校長が合格者を決定するものとする。

別府支援学校鶴見校及び別府支援学校石垣原校を志願した者については、本校校長が合格者を決定するものとする。

９　合格者発表

（１）　発表期日

合格発表の期日は、１ページ表１に定めるとおりとする。

（２）　発表場所

合格発表は、令和９年３月１７日(水）午前９時頃（予定）に令和９年度大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考合格者発表専用 Web サイトに合格者の受検番号を掲載する。

１０　入学者選考結果の本人提供

受検者は、個人情報の保護に関する法律第６９条第２項第１号の規定に基づき、次のとおり本人提供を求めることができる。

（１）　対象となる情報

第二次入学者選考で実施した学力検査の教科別得点及びその合計点

（２）　請求対象者

受検者本人

（３）　請求期間

令和９年３月１８日（木）　～　令和９年３月３１日（水）

・受付は、午前９時から午後４時までとする。ただし、開示期間最終日は午前９時から正午までとする。

・土曜日、日曜日及び祝日は受付をしない。

（４）　請求先

受検した特別支援学校（分校を含む。）とする。

（５）　持参するもの

受検票

・紛失等の理由で受検票を提示できない場合は、次の①及び②を提出する。

①卒業証書又は卒業証明書

②本人であることを証明するもの（マイナンバーカード等）

（６）　提供方法

（５）により本人であることを確認した上で、閲覧により提供する。

（様式１号）

受付番号	※	受検番号	※

大分県立特別支援学校（視覚障がい）用

入　　学　　願　　書

令和　　年　　月　　日

大分県立盲学校長　殿

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり志願いたします。

志願者	ふりがな 氏　名		昭和・平成　年　月　日生 （　　）歳	
	現住所	〒＿＿＿＿＿＿ 電話　　（　）		
	最終出身学校名		昭和・平成・令和 年　月　卒業・卒業見込み	
	最終学校卒業後の状況			
保護者	ふりがな 氏　名		志願者との関係	
	現住所	〒＿＿＿＿＿＿ 電話　　（　）		

志願学科	第一志望	1　本科普通科 2　専攻科保健理療科 3　専攻科理療科	第二志望	1　本科普通科 2　専攻科保健理療科 3　専攻科理療科
受検方法	1　点字　　2　普通文字　　3　拡大文字　　4　口述 （教科により異なる場合は裏面の枠内に詳記すること。）			
	学力検査時に点字タイプライター使用の有無		有　　無	

視機能障がいに関する事項		障がいの起きた年齢　（　　）歳	
眼疾病		現在の視力	右　（矯正　　）
原因			左　（矯正　　）
失明前後の状況			
寄宿舎希望の有無	有　　無		

〔願書記入上の注意〕

1　※印の欄は記入しない。
2　氏名は戸籍記載どおりの文字を書く。
3　志願者との関係は、例えば、「　父　」と書く。
4　卒業・卒業見込みは、該当を○で囲む。
5　最終学校卒業後の状況は、卒業後の略歴及び現状等を具体的に記入する。例えば、就職や家事従事の状況とその期間等。
6　志願学科は、第一志望、第二志望ともに該当の番号を○で囲む。
7　受検方法は、一つ選び該当の番号を○で囲む。
8　点字タイプライター使用の有無は、いずれかを○で囲む。
9　視機能障がいの項は、できるだけ正確に記入する。
10　寄宿舎希望は、該当を○で囲む。
11　入学検査、特に受検方法等について希望することがあれば、下記の枠内に詳しく書くこと。

（様式２号）

受付番号	※	受検番号	※

大分県立特別支援学校（聴覚障がい）用

入　　学　　願　　書

令和　　年　　月　　日

大分県立聾学校長　殿

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり志願いたします。

志願者	ふりがな 氏　名		昭和・平成　年　月　日生 （　　）歳	
	現住所	〒＿＿＿＿＿＿ 電話　　（　　）		
保護者	ふりがな 氏　名		志願者との関係	
	現住所	〒＿＿＿＿＿＿	電　話	
出身学校	学校名 所在地		昭和・平成・令和 年　月　卒業・卒業見込み	
中学校等（中学部）卒業後の状況				
志願学科	第１志望	1　本科普通科 2　本科産業技術科　　3　専攻科産業技術科		
	第２志望	1　本科普通科 2　本科産業技術科　　3　専攻科産業技術科		
寄宿舎希望の有無		有　　無		

（様式３号）

受付番号	※	受検番号	※	大分県立特別支援学校（肢体不自由・病弱・知的障がい）用

入　　学　　願　　書

令和　　年　　月　　日

大分県立　　支援学校長　殿

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり志願いたします。

志願者	ふりがな 氏　名			
	生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生　　（　　）歳		
	現住所	〒＿＿＿＿＿＿		
保護者	ふりがな 氏　名		志願者との関係	
	現住所	〒＿＿＿＿＿＿	電　話	
出身学校	学校名 所在地		昭和・平成・令和 年　月　卒業・卒業見込み	
中学校等（中学部）卒業後の状況				

（様式４号の１）　　（先に出願した特別支援学校長宛て）

志　願　変　更　願　（　甲　）

受検番号等		志願者
学科		ふりがな 氏名
番号		昭和・平成　年　月　日生
変更先	大分県立　学校 第１志望学科（　） 第２志望学科（　）	

先に、貴校に入学願書を提出しましたが、上記のように志願変更したいので、許可くださるようお願いします。

令和　年　月　日

大分県立　学校長　殿

志願者	住所	
	氏名	
保護者	住所	
	氏名	

志願変更は、適当であると認めます。

令和　年　月　日

学校名

校長名　印

学校長
職印

（様式４号の２）　　（志願変更先の特別支援学校長宛て）

志　願　変　更　届　（　乙　）

出身学校	卒業 学校 卒業見込み
志願者	ふりがな 氏名　昭和・平成　年　月　日生
先に出願した学校・学科・受検番号	大分県立　学校 科　番

先に、上記のように入学願書を提出しましたが、下記のように志願変更したいので、許可くださるようお願いします。

第一志望	科	第二志望	科

令和　年　月　日

大分県立　学校長殿

志願者	住所	
	氏名	
保護者	住所	
	氏名	

志願変更は、適当であると認めます。

令和　年　月　日

学校名
校長名　印

志願変更願（甲）を受理したことを証明します。

令和　年　月　日

学校名
校長名　印

（様式５号）

大分県立特別支援学校高等部・専攻科入学志願許可願

令和　　年　　月　　日

大分県教育委員会教育長　殿

志願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の事情により、大分県立　　学校を志願したいので、許可くださるようお願いします。

記

志願者	ふりがな 氏名			
	生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日生　（　　）歳		
	現住所	〒＿＿＿＿＿＿		
	入学後の住所	〒＿＿＿＿＿＿		
保護者	ふりがな 氏名		志願者との関係	
	現住所	〒＿＿＿＿＿＿ 電話　（　　）		
許可を必要とする理由				

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和　　年　　月　　日

学校名
所在地　（〒　　）
（ＴＥＬ　　）

学校長名　　印

（注）　関係書類

転勤により転居（予定）する場合

○　転勤転居予定証明書
○　転居先が明確なもの（賃貸契約書等）
○　住民票の写し（志願者及び保護者の現住所のもの）

家屋新築（購入）により転居（予定）する場合

○　建築確認通知書（建築工事契約書）の写し
　　又は売買契約書（登記簿謄本）の写し
○　住民票の写し（志願者及び保護者の現住所のもの）

その他特別の事情による場合

○　特別の事情を示した書類

（様式６号）

（学校発信番号）

令和　　年　　月　　日

特例選考受検願

大分県立　　校長　殿

学校名

校長名

貴校を志願している下記の本校の生徒（過年度卒業者）について、以下の理由により、大分県立特別支援学校高等部・専攻科第一次入学者選考の特例選考を受検させていただくようお願いします。

記

受検番号	生徒氏名	理　由　※1
記入例	大分　花子	インフルエンザに罹患し、３９℃を超える高熱がある

※1　受検生の状況を簡潔に記入する。

（特例選考を受検できる条件）

第一次入学者選考日当日にインフルエンザ等、学校保健安全法施行規則第１８条「学校において予防すべき感染症」に指定されている疾病等に罹患している者のうち、高熱などによって受検することができずに欠席した者、又は月経随伴症状等に伴う体調不良等で受検することができずに欠席したもの。

（様式７号）

（特別支援学校発信番号）

令和　　年　　月　　日

特例選考受検許可書

校長　殿

大分県立　　支援学校

校　長　　印

先に願い出のありました大分県立特別支援学校高等部・専攻科第一次入学者選考の特例選考について、下記の志願者の受検を許可します。

記

受検番号	生徒氏名

連絡事項

①集合日時　令和〇年〇月〇〇日（〇）〇：〇〇

②集合場所　大分県立　　支援学校

③検査日程　別紙参照　※別紙は各特別支援学校で作成してください。（様式任意）

④そ の 他　受検票を持参すること　　等

令和９年度大分県立特別支援学校高等部訪問教育実施要綱

Ⅰ　高等部訪問教育実施要綱

１　趣旨

この要綱は、特別支援学校高等部において、障がいの状態により通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、家庭・施設等へ教員を派遣して適切な教育を行うために必要な事項を定めるものとする。

２　実施の形態

高等部訪問教育は、学校教育法第７２条に基づく特別支援学校における教育の一形態として実施する。

３　高等部訪問教育の対象者

高等部訪問教育の対象者は以下の①、②の者のうち、訪問教育を受けている者又は障がいの重度・重複化により高等部において訪問教育の実施が適当であると判断される者で、高等部訪問教育を希望する者とする。

①　特別支援学校中学部又は中学校等を卒業した者及び令和９年３月卒業見込みの者

②　学校教育法施行規則第９５条の各号に該当する者

４　高等部訪問教育実施校

高等部において訪問教育の実施が適当であると判断される者で、高等部訪問教育を希望する生徒がいる場合、当該生徒の障がいの状態や居住地に応じて実施校を定める。

５　入学手続き

入学に関する手続は、「高等部訪問教育に係る入学手続き」によるものとする。

６　訪問教育担当教員

訪問教育担当教員は、特別支援教育の経験年数、専門性等を勘案し、学校長が決定する。

７　教育課程の編成

（１）　高等部訪問教育は、学校教育法施行規則第１３１条の規定により行うものとする。

（２）　授業は、年間３５週以上にわたって行うよう計画するものとし、週当たり時数は、６単位時間程度（週３回、２単位時間ずつ）を標準とする。

（３）　教育課程の編成に当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領及び「大分県立特別支援学校高等部教育課程編成の手引」によることとし、重複障がい者のうち学習が著しく困難な生徒に関する特例を適用するとともに、次の点に留意する。

ア　特別支援学校での一貫教育を重視し、社会参加・自立に必要な種々の知識・技能

・態度及び習慣の獲得及び定着を図るよう努めること。

イ　生徒の障がいの状態等に応じ、自立活動を主とする指導を行うなど、指導の形態を工夫すること。

ウ　卒業後の生活が充実したものになるよう、生き甲斐を持たせる教育に留意すること。

エ　集団での学習を意図したスクーリングについても、生徒の障がいの状態に考慮しつつ、必要に応じて実施できるように工夫すること。

（４）　訪問教育の対象となる生徒に対しては、指導要録その他表簿等を整備する。

８　その他

（１）　指導に当たっては、保護者等への相談、助言も含めて適切に対応する。

（２）　実態に即した教育の実現に向けて、医療、福祉等の関係機関と密接な連携を保つよう努める。

（３）　職務上知り得た家庭・施設等に係る秘密を漏らしてはならない。

Ⅱ　高等部訪問教育に係る入学手続き

１　志願書類

（１）　入学志願

①　特別支援学校中学部又は中学校等を卒業した者及び令和９年３月卒業見込みの者

特別支援学校高等部訪問教育（以下「高等部訪問教育」という。）を希望する者は、「大分県立特別支援学校高等部訪問教育希望願（様式８号）」を在籍している又は在籍していた学校長を経由の上、募集期間内に大分県教育委員会に提出すること。

②　上記以外で高等部訪問教育を希望する者

「大分県立特別支援学校高等部訪問教育希望願（様式８号）」を、募集期間内に大分県教育委員会に提出すること。

（２）　調査書

志願者が在籍している学校、または在籍していた学校の校長は、「大分県立特別支援学校高等部訪問教育志願者調査書（様式９号）」を作成し、募集期間内に大分県教育委員会に提出すること。

２　募集期間

令和９年２月４日（木）～ 令和９年２月１０日（水）

３　入学する学校

大分県教育委員会は、高等部訪問教育を希望する生徒の入学先を決定するための協議を、令和９年２月下旬に高等部訪問教育実施校との間で行うものとする。

４　入学許可の通知

高等部訪問教育実施校の校長は、高等部訪問教育希望生徒及びその保護者に対し、入学許可の通知を行うものとする。

５　その他

高等部訪問教育実施校の校長は、必要があるときは「大分県立特別支援学校高等部訪問教育志願者調査書（様式９号）」の内容について志願者の在籍校に説明を求めることができる。

（様式８号）

受付番号	※

大分県立特別支援学校高等部訪問教育希望願

令和　　年　　月　　日

大分県教育委員会教育長　殿

志願者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり高等部訪問教育を希望します。

志願者	ふりがな 氏　名		昭和・平成　　年　　月　　日生 （　　）歳	
	現住所	〒		
保護者	ふりがな 氏　名		志願者との関係	
	現住所	〒	電話番号	
出身学校等	学校名 所在地 令和　　年　　月卒業見込み，（昭和・平成）　　年度卒業			
訪問教育実施希望場所	自　宅　・　自宅以外の場合は施設等の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿			

（様式９号）

大分県立特別支援学校高等部訪問教育志願者調査書

志願者生徒氏名		志願者生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日生
志願者の中学部等における教育形態		（　　）通学による教育　　（　　）訪問教育
志願者の就学区分	令和　　年　　月卒業見込み，（昭和　・　平成　）　　年度卒業	
【志願者の疾病及び障がいの状況】		
【高等部訪問教育についての所見】		

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和　　年　　月　　日

学　校　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学 校 長 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印

《問い合わせ先》

大分県教育庁特別支援教育課

住　所　〒８７０－８５０３
大分市府内町３－１０－１

電　話　０９７－５３６－１１１１（代表）